

平成 27 年 9 月 9 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

庁舎再編について労組の妨害行為に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

庁舎再編について

鎌倉市職員労働組合の旧 901 会議室に係る妨害行為について

2 質問の要旨

平成 27 年 8 月 31 日に神労委平成 27 年（不）第 9 号不当労働行為申立事件に関して発せられた勧告については、今年度中に、鎌倉市職員労働組合を 10 月までには退去させ、旧 901 会議室を解体する方針に影響は及ばないのか。

神奈川県労働委員会は、旧 901 会議室は、鎌倉市職員労働組合に対して、目的外使用許可を出しており、職員団体としての立場である鎌倉市職員労働組合がその申請を出していることを把握しているのか。把握していないのであれば、それを何故伝えていないのか。

平成 27 年 9 月 4 日に鎌倉市職員労働組合の役員等三名が議会に前述の勧告書を配布していたが、有給休暇を取得していたのか。それは其々何時間取得したのか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ 無

（理由：期限は設けないが、速やかに誠実な対応を求めたい。万が一、現時点で把握している、もしくは容易に把握出来る場合は、特段の配慮を求めたい。）